

川崎町農業委員会

1月総会議事録

期 日 平成28年1月8日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

*この公開議事録は個人情報に関連すると思われる部分については●で消しています。

平成28年1月8日開催、1月川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(15人)

1番	土田 大作	2番	植木 守	3番	岩本 勉
4番	吉住 英子	5番	杉本 利雄	6番	大谷 春清
7番	奈木野 康徳	8番	小山田 憲司	9番	川根 節生
10番	小峠 清人			12番	中村 明
		14番	鍋藤 清隆	15番	大内田 峰夫
16番	柳武 正義	17番	中野 恵		

3、欠席委員(1人)

11番	藤川 航				

4、本会事務局 事務局長：久保山孝幸、 係長：財津かおり、主事：山野弘貴

5、議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 標準賃借料（小作料）の策定について

報告第1号 非農地証明願について

報告第2号 合意解約について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）
について

その他

6、会議の概要

議 長 それでは、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、議事録署名委員は、14番委員、15番委員、両委員をお願いいたします。以上日程第1を終わります。

それでは議題に入ります前に、川崎町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、●●委員には議

事終了まで退席をお願いします。

それでは、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、関連ですので、番号1から番号6までを事務局説明願います。

事務局

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
番号1から番号6は関連ですので、続けて説明します。

この申請は、農地から商業施設への転用と賃貸借による所有権の設定です。まず、許可の要件についてお配りしています資料を参照してください。

許可の要件には、立地基準と一般基準があります。

1つ目の立地基準とは、農地を営農条件及び市街化状況から見て、5種類に区分し、優良な農地での転用を厳しく制限し、農業生産への影響の少ない第3種農地等への転用を誘導することを目的としています。

この申請地に関しては、池尻駅から半径500m以内となり第2種農地に該当し、原則許可できる農地となっています。

2つ目の一般基準については、許可申請内容について、申請目的実現の確実性、被害防除措置等について、適当であるかを判断します。

この申請地に関しては、転用の確実性、周辺農地への被害防除措置、資金計画、その他書類についても提出されています。

この2つの基準を基に審議をお願いしたいと思います。

それでは議案の説明をします。

番号1、譲受人住所、●●●●●●●●●●、氏名、●●●●●●●●●●、譲渡人住所、●●●●●●●●●●、氏名、●●●●●●●●●●、土地の所在、大字●●、字●●、地番、1082番1、1082番2、1082番3、1096番2、地目、田、地籍、上から1288㎡、959㎡、295㎡、1003㎡、申請理由、店舗建築（パチンコ店）、申請目的、商業施設建設用地。

番号2、譲受人については、番号1と同じですので、省略します。譲渡人住所、●●●●●●●●●●、氏名、●●●●●●●●●●、土地の所在、大字●●、字●●、地番、1095番1、1095番2、1095番3、地目、田、地籍、上から1402㎡、1300㎡、12㎡、申請理由、申請目的についても番号1に同じです。

番号3、譲受人は同じです。譲渡人住所、●●●●●●●●●●番地、氏名、●●●●●●●●●●、土地の所在、大字●●、字●●、地番1083番、地目、田、地籍、761㎡、申請理由、申請目的については番号1に同じです。

番号4、譲受人は同じです。譲渡人住所、●●●●●●●●●●、氏名、●●●●●●●●●●、土地の所在、大字●●、字●●、地番、1097番1、1097番2、地目、田、地籍、上から1400㎡、10㎡、申請理由、申請目的については番号1に同じです。

番号5、譲受人は同じです。譲渡人住所、●●●●●●●●●●、氏名、●●●●●●●●●●、土地の所在、大字●●、字●●、地番1096番1、地目、田、地籍、

2176㎡、申請理由、申請目的については番号1に同じです。
番号6、譲受人は同じです。譲渡人住所、●●●●●●●●番地、氏名、●●●●●●、土地の所在、大字●●、字●●、地番、1098番、地目、田、地籍、1862㎡、申請理由、申請目的については番号1に同じです。
3ページに位置図、4ページに字図、5ページに航空写真を付けています。
場所は、田原バイパス交差点から池尻方面へ向かった右側に位置します。
お手元に利用計画図面、事業計画書、被害防除計画書を配布しております。
建設農地の総面積は、12468㎡です。●●●●さんを囲んで店舗と駐車場となる計画です。今回の申請については、大規模な計画となっていますので、本日申請者であります●●●●さんより後ほど説明をしていただけたらと思っています。現地は地元委員であります、15委員、6委員、1番委員と現地確認しました。

議長 長 15番委員 ただ今の説明に関連して、15番委員、補足説明をお願いします。
立地条件として向いた場所ではあります。田原の交差点から池尻方面へ向かった右側で、近隣に迷惑がかかるところではないと思うけど、●●●●が囲まれた状態で、反対側には●●さんとか●●さんの家があって、田を1つ挟んだ形です。通さんわけにはいかんやろうきね。あとは事務局が言われたとおりです。

議長 長 ありがとうございます。
本日は、申請者●●●●より説明に来てもらっていますので、この場で説明を受けたいと思いますが、よろしいですか。

(了承)

それでは、自己紹介並びに計画の説明をお願いします。

申請者 (6名入室)

利用計画図を中心に説明

●●●●さんを囲むような形で農地を1m弱盛土をしてパチンコ店を計画しています。建物については、遊戯台数で480台、駐車台数は379台です。乗り入れですが、県道側に2か所、町道の方から1か所合計3か所。あと農道から人と自転車が通れる出入りを1か所設ける予定です。現在開発許可についても協議をしております、おおむね2月末から3月上旬に許可を予定しています。その後公正証書、今回事業用の借地権設定契約でございまして、公正証書の作成を行いまして、3月中旬から下旬から着工したいと考えております。開店については、おおむね今年の12月を予定しています。隣接の農地が農道を挟んだこちらがございまして、今回部数が少なくて申し訳なかったのですが、何部かこちらをお渡ししましたが、当社の概要説明ですが、その中に建物の外観、今回外観の色につきましては、白と茶色の色彩を予定しています。夜間ですが、一部建物のところに外灯が付きまして、駐車場の部分ですが、必要最小限で外灯を計画しています。隣接の農地につ

いては、現在の計画では、敷地の外周から駐車場を照らすような形で外灯を計画していますが、隣接の農地については、おおむね2ルクスから3ルクス程度しか照度はとどかない形で計画しています。一般的には5ルクスを超えると稲などに影響があるということで、それを下回る計画でしております。ナトリウム灯という少し黄色みかかった照明を計画しています。そういうことで隣接の農地の影響についても最小限にしていきたいと考えています。今回一部現状ある水路を付け替えを計画しています。それについてもこの後許可を受けしだい、耕作上支障のないように協議をさせていただき、隣接の耕作に影響がないよう、今後も工事については、進めていきたいと考えています。簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

それでは説明をしていただきましたが、質疑があればお願いします。

3番委員

営業時間は何時から何時までですか。

申 請 者

10時から23時です。終了の案内は22時45分くらいです。

3番委員

駐車場に入るところに信号機は付ける計画はしていますか。

申 請 者

信号については設置は計画していません。

3番委員

夜遅くまで営業となったら交通事故が起きないですか。

申 請 者

駐車場台数は379台とご説明申しましたが、パチンコ屋ということで、ある程度一度店に入った方は、数時間ご遊戯いただくような形です。一般的にコンビニと同程度でございます。1日の延台数は。コンビニは入って買い物が済むとすぐ出る形ですが、出入りするということでカウントすると、コンビニと同程度の延べ台数にすると1000台から1200台くらいです。

3番委員

交通量が多いですからね。交通事故につながらないかと心配ですね。

申 請 者

今回行政の開発の方との事前の協議をさせていただきまして、交差点から何m以上離しなさいという指導がありますので、乗り入れに関しては、交差点から何m離れたところの計画で事前に協議をさせていただいています。警察とも協議をさせていただき、特に問題ないということをお願いしています。

14番委員

私としては、反対なんですよ。この1等農地つぶして1町2反もつぶして遊技場を作ると、遊技場はそこそこ川崎にあるからですね。また大型遊技場がくるとというのは、今町長も来て言われてたように、農業は基幹産業であるということに対して、1町2反も優良農地をつぶして遊技場を建てるというのは川崎町には自分は必要ないと思います。

申 請 者

1番近くに田川店があります。なかなか我々のように全国チェーンしているパチンコ店の出店というのは、なかなか今回はじめてなんですけど、非常に盛況いただいています。今回川崎町についても同様に地域の方にご指示いただけるものと考えています。

14番委員

地域の方が賛成するやろうか。これだけ遊技場が川崎町にはあって、一等農地を1町2反もつぶして、人口は減ってきてるのに、みんな喜んで賛成するですかね。

- 申請者 田川でも農振除外をかけて、農地転用をかけましたけど、そういうふうに対の意見はありました。しかし、営業すると、地域の皆様にご指示いただいております。
- 14番委員 町長が農業は基幹産業と言っている中で1等田に近いところを1町2反もつぶして遊技場まで作るというのは賛成できますか。それに川崎町にはすでに遊技場はあるきですね。
- 議長 農地に関する質問だけをしてください。パチンコは何軒もあるからいらんのやないかとか、そういう質問じゃなしに農業に対する質問だけにしてください。
- 14番委員 町長が農業は基幹産業という中で、1等田に近い農地を遊技場にするのを賛成できますかと言ってるんです。
- 7番委員 賛成反対じゃなしに質問だけをしてくださいということです。申請者の方には質問だけしてもらって採決は後でするものだと思います。
- 5番委員 賃借の契約期間はどのくらいですか。
- 申請者 20年です。
- 7番委員 川崎町のここを選んだのはどういう思いで選んだんですか。
- 申請者 川崎町を選ばせていただいたのは、現在福岡県内に16店舗ございます。各地で出店舗候補地を探してますが、当社としては、前年オープンさせていただいた田川市の田川店、地域のみなさんから非常にご好評いただいております、こちらの地域にもう1店舗出店したいということで、候補地を探す中で、北部には直方、西部には飯塚、南西には嘉麻、そういった中で、ちょうど中心地にあたると思いますか、直方、嘉麻、田川、桂川も含めまして、そのちょうど焦点のお客様を誘導できてない場所が川崎町となるところが1番の理由です。
- 5番委員 川崎町には大きいのがいくつかあるんですけど、商圈というかどういう範囲を考えてますか。
- 申請者 車で平均で約10分です。距離でいくと片道5キロです。
- 5番委員 ほぼ川崎町と田川市の一部というような商圈を想定されてますね。
- 7番委員 あえて今真ん中に計画しているんですよね。●●●●●●、●●●●●●の間、ここを選んだ理由は何ですか。
- 申請者 特にその間を選んだという理由は特にはありません。会社としては将来的に1000店舗を目指そうという形で弊社はやっております。その中で現在400店舗ございまして、どんどん数を増やして成長していこうという戦略でやっております。あえて●●●●●●、●●●●●●さんの間にということではありません。
- 7番委員 現地を見たときにあるのはわかりますよね。
- 申請者 それはわかります。
- 7番委員 今好評いただいていますという話がありましたけど、一般住民の方にとって

は、反響はいいと思うんですよね。農業をしている方にとっては、どうかなという考えもあるんですよ。だからそれを全面に押し出して好評いただいとるのは、ちょっとこの場では違うと思うんですけどね。建ってから好評いただいとるのはわかりますけど、農業を推進している農業委員会で言う発言ではないかと思います。

- 5番委員 南側に住宅がありますよね。その間の田は残したままですか。
- 申請者 そこは地権者の方が3条許可を得られたということで、3年3作ということでお借りできなかったということです。
- 15番委員 照明のことやけど、先ほど話があったけど、雨が降ったときにどういうふう
に流すかで水路にどのくらい流すかでね、なしかというと、●●●のときに
用水路に入るといって、地下水槽を作って雨が降ったら1回地下水槽に
おさめて、ゆっくり自然に放水していくという条件のもとでしてるさね。裏
に大きな地下水槽があるんよね。そこに溜めて放流するという状況にはなっ
てるんよね。その日にいっぺんに流すとはなってないんよね。おたくの場合
も1町何ぼあるさ、雨が降ればそれだけの雨量をいっぺんに水路に流す以上は、
それだけの水路の設備がいると思うんよね。そんな計画はどういうふうにな
ってますか。
- 申請者 開発については、1ヘクタールを超えると県との河川協議というものが必要
になりまして、雨水を放流する先能力によっては、●●●さんのような地
下に溜めるような調整池がありますが、小さな穴から少しずつ流して放流先
の能力に合わせた形で行っています。現在河川協議結果では、特にその必要
はないというところで。
- 15番委員 あそこからやったら距離的に中元寺川までかなりあるやろ。道に沿って流す
わけ。道に沿って流したら突き当りは田やもんね。それを利用するんやたら
ら、農業用水路やさね。小さいさね。それやったら調整池を作って流した方
がいいんやない。
- 申請者 調整池が必要かどうかの河川協議でそういった設計をさせていただいていま
す。
- 15番委員 あとは下に迷惑がかからんようにせなさね。それと裏の出入り口、これは車
の入らない幅にするということですね。ただパチンコに来た人たちが自転車
で来た人たちがとなりの住宅周辺は泥棒が入りやすいんよね。今でも入られ
てるさ。これ以上に多くなったらね。それと自転車でごみを捨てたりするん
よね。そこも考えもらわんと。それと県道沿いに農業用水路の平行水路があ
るよね。●屋さんの前。水門やないけど、左へ落とすところはどなる。
- 申請者 その水路じたいは扱わないようにしています。そこは出入り口になりません。
- 5番委員 設置までの許可の流れというのはどなるんですかね。ここは農地に関する
ことなんですけど、その他はどなる許可があるんですか。
- 申請者 この農地の許可申請と並行して開発許可申請が必要です。現在、町との公共

管理者の同意等を進めておりまして、来週以降から県との協議、それが整い次第、都市計画法の29条申請という形で同じ許可になります。その後3月下旬くらいから着工行うんですけど、土を入れたり、開発の工事が終わったあとに建築工事、その建物が全部出来上がって、中の機械を入れた後に警察の風俗営業法の検査を受けまして、許可が下り次第開店可能ということになります。

- 5番委員 川崎町の同意というかですね、それがいるということですね。
- 申請者 公共管理者ですね。例えば水道であるとか、それぞれの管理者の方に今回開発を伴うので、よろしいかということで同意をいただきます。
- 5番委員 設備的、物理的な要件を満たすことの他には何か要件として上げられるものがありますか。例えば何店舗もあるからですね、稼働競争になってどうしてもあとあとどこかつぶれたときには、地域として荒廃していくんじゃないかとか、そういうことも考えていく上での同意となってくるかなと思うんですけど、そういったことは川崎町は関係ないんですかね。
- 申請者 今のお話ですと●●●●●●さんとかが廃業とかになった場合とかですかね、それについてはお互い共存共栄を図っていききたいと、こちらでは考えています。
- 5番委員 設置認可まではするかどうか、川崎町としての立場というのですね。それに近いものはあるわけですよ。ある程度の地域の現状をどう維持していくかという観点で、最大限川崎町で考慮しながら設置を許すかどうかということを考える立場なんですかね、川崎町は。
- 申請者 こういったパチンコ店というのは、なかなか地域の方々に受け入れがたいということで、中には各市町村でパチンコ店の条例をお持ちで、地域の皆様の同意がないと出店できないとか、そういった条例をお持ちの市町村もございます。今回の川崎町については、そういったものはございませんので、現状はそういった手続きは必要はないとこちらでは考えています。
- 5番委員 地権者に実際会われて交渉されてると思いますが、反応というのはどうでしたか。
- 申請者 特に地権者の皆様については、去年11月に覚書という契約は済んでいます。
- 7番委員 地権者だけにしか話はいってないですよ。近隣で田んぼを作ってる人がいるんですけど、そこには話には行ってないですよ。
- 申請者 ●●さんのところはもちろん行ってます。あとは中田原の区長さん、利水組合の●●さんのところには行きました。
- 15番委員 ●●さん、利水組合とか関係ないやろ。
- 事務局 事務局に問い合わせがありました。中田原の利水組合というのがあると、今回こういう話をちょっと聞いたけど、計画があるのかどうかという問い合わせでした。それで今こういった申請があつてますということで、地元の区長さんも含めて、前回も少しお話が出ていたように、そういった問い合わせが

今からも多いただろうということで、書類については、大井手水利組合の●●さんからいただいておりますので、承諾書ももらってくださいとかではなくて、こういった問い合わせがあつてるので説明した方がいいのではないですかと言いました。

15番委員 あそこは火事のとくに水を流すということでしてると思うんよ。そのことやろう。

事務局 そう言っていました。

15番委員 ●●さんは何の関係があると。

事務局 組合長だと言っていました。

申請者 この後に区長さんのところにご挨拶に伺おうと思います。地区の中では説明会等が必要な場合については、させていただこうと考えています。

15番委員 県道の交通量が多いのと、今でも渋滞を起こすのと、できるのはいくつもないとしてもできたら開店の1週間くらいは車が多いと思う。三ヶ瀬の交差点まで並ぶんじゃないかと、その時の交通整理、みんなに迷惑がかかるから緩和できる方法を考えておかないけんと思う。

申請者 1週間程度ですね、先ほどお話しましたようにいったん入られたお客様は何時間かいらっしゃいますので、いっぺんに出るとか、もしくは頻繁に出入りがあるとかは、そういう仮定をした中で、交通渋滞で地域の皆様にご迷惑をおかけしたことはありません。交通整理も考えています。

14番委員 東側の自転車の出入り口、その横は農道です。ここからの出入りはできませんか。

申請者 車の出入りはできません。

事務局 今14番委員が言われたところで、農道の部分で、一般の道路ではなくて農道用ということで道路ができてますので、できればそこからの出入りというのは逆に制限をしてしまった方がいいのかなという気がしてるんですね。自転車ということですが、バイクは入れるんですか。入りますね。私自身はその辺がどうかなと気にしてるんですね。下がきちんと舗装されてるといってもありませんので、傷んだりすることで農家の受益の方々がそれを補修する必要があります。県道側と町道側に入口がありますので、そこにしてしまっただ方がいいのかなというのが1つ気になるところです。

申請者 自転車は通れるけど、バイクじゃちょっと通れないようなポールを立てるとかいうものも検討させていただきたいと思います。

事務局 そこまでしててですね、そこから入らんといけんかということですが、それはご検討いただければと思います。農地という部分ではないんですけど、新しく建った場合の従業員の方とか、雇用される方というのはどのくらいなのか教えてください。

申請者 店長というフロアマネージャー1名に対して、アシスタントマネージャー3名から4名、正社員のスタッフというものが全国からまいります。その他に

- 現地採用が20名くらい、他に飲食店も建設予定しておりますし、グループ会社であります、●●●●●●で清掃業務を行っております、その清掃業務で地区で短時間でのパートということで、募集をかけたいと思います。
- 事務局 埋蔵文化財の関係の部分ですね、その許可とか発掘をした上でないと進められないと思いますが。
- 申請者 試掘の結果、埋蔵文化財が保存されてるということで、現在は掘削を行う合併浄化槽の部分については試掘、本掘を行う予定です。あと建物につきましては、その上に建物がのるという形で、文化財に対しては、ある程度保護槽を設けた上で現在しています。
- 7番委員 県道を挟んだ農地を私が作ってるんですが、出入り口にちょうど挟まれる。こういう計画があるなら近隣の農地の人に話をしないですよね。ここの水路からうちも取ってるんですよ。近隣なので計画を説明していただきたかったと思います。農繁期になったら出入り口が1か所しかないんですよ。車の渋滞で作業もしにくくなるんですよ。入口の検討もしてもらいたいです。
- 15番委員 裏の自転車道、農業用道路、農業者は優先できるようにせな、よくトラブルが起こるよね。できれば出入り口を設けない方がいいかもわからん。歩行者も通りようしね。そこも考えてもらっての方がいい。
- 申請者 我々の方としてもバイクの出入りはできないような形で、検討させていただきたいと思います。
- 14番委員 農道というのは農業者優先ということでしょう。
- 議長 他に質問はありませんか。
- それでは質問を打ち切ります。●●●●さんありがとうございました。
(申請者退席)
- それでは、事務局説明、地元委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。
- 14番委員 優良農地を1町1反も田をつぶして遊技場にしていいいんやろうか。
- 15番委員 町にちゃんと言ってきちょうと。●●●は言ってきてたけど。
- 事務局 企画課に開発許可の関係で来ています。
- 5番委員 これから先問題だと思うんですけど、TTPとかで値段が下がってですね、どう田を維持していくかという中で、みなさん持ってても仕方ないという方が増えてくると思うんですね。そういった中で土地利用をどうやっていくかということを考えていかないと、ここは市街地化していかざるを得ないとかですね、色分けをある程度していかないと、町として農業政策、どういうふうな将来像を描くのかとしていかないと、なかなかこれを手放さないからダメだと言っても、果たして農業として維持できるかどうかとなった場合、非常に悩ましい状況にあります。
- 14番委員 そのために農業委員で審査していくんだから。1町2反を1人に任せても小さい町もないから農業者にはやりやすい田だと思います。小さい田を集めてす

るということならわかるけど、1人に任せると言ったら農業をしようと思う者は、すると思いますよ。

15番委員 地権者から聞いたことやけど、自分も高齢だから農地を持ってても人に頼まんといけんし、子どももしないのでこうやって話がきたのでと言ってた人もおる。確かにわかる。

14番委員 農業委員会として1等田をつぶして遊技場を作るのに賛成するか反対するかですよね。

15番委員 今から維持していくためには、町長も農業は基幹産業と言ってるから、ちゃんとした条例を作って、どの地域とどの地域はこういう開発は町の条例に基づいてできないというのを作るべきやないかと思う。県も山林の破壊の関係の条例を作ってないきね。大分県はあるき、山林はあまり破壊されんけどね。農業委員会からちゃんとした区域を指定して、これ以外はできないというのを作っていくべきじゃないかなと思う。

14番委員 これだけの田が農振地域に入っていないという意味がわからんし、東川の町立病院の手前の小さいところも農振計画に入っている。

事務局 今回の農地のすみ分けの分ですね、町に農振地域の指定があります。なんでここが入ってないか、東川が入ってるのかと言われてますが、今の県道沿い、道路に接しているところというのは、前々から商業地域化されやすいところ、例えばバイパス沿いとかいうのは、たとえ農地であったとしてもそこは店舗が出てきたりというのは、しがちなところなんですね。そういうところは農振地域からはじめからはずしているという状況にあるんですよ。今回の場所についても先ほど言いました、許可の要件の中の立地基準、一般基準がありますが、その中で農業委員会は言われるとおり農地はつぶしてほしくないというのが本当のところですよ。その中でも市街化していく部分については、ここは将来的には仕方ないだろうなというところについては、農振からはずれてるというふうに考えていただけたらいいかなと思います。

14番委員 そうしたら申請がくるというのは前提という考え方で農振計画に入れないということですね。

事務局 これから先ありうるなということですね。

14番委員 何十年前から入ってないから道路ができたときからたいね。

事務局 もともとそこにお店などがきやすいところというのは、農振計画からはずれた形に、平成12年だったと思うんですが、今計画ができてる分がですね。その当時から県道沿いというのは、もしかしたらその前は全部入ってたかもしれない。そのあとの見直しとかではずれていったのではないかなと思っています。

14番委員 自分たちの東川地区に田しかできないということで農振計画に入ってるわけですね。商業には向いてないということで、農業だけに向いてるということで農振計画に入れてるということでしょう。

- 事務局 そういうことが将来的に考えられるというところですよ。そうは言っても必ずここは農地として残さないといけないというところは農振で入れているんですよ。だから見てもらったらわかると思いますが、東川から上全部ほとんどが農振の中に入ってます。そういう意味では、こういうところはきちんと農業地域として守っておこうというところになっていると思います。ただ今見直さないといけないというところは、入ってるところでも山の裾の、水のなかなかこないようなところでも農振の中に入っていて、実際に耕作が放棄されてるような、そういうところはある程度考えて、すみ分けをしてはすしていくとかいうことがこれから先の見直しで必要になってくると思います。
- 14番委員 狭い田も農振に入ってるというのは、できるだけ作ってくれということでしょう。農家にいくらかの手助けをしてでも作るようにせないかんとやなかるうか。
- 事務局 もともと農振計画については、計画に入っていれば優位な、融資を受けるとか、そういう部分については、農振地域に入ってるから有利に受けられますよという部分はあります。農振地域だからその人たちに町がお金出してでも作るようにしたらいいんじゃないかということですけど、それはそこまではできてないというところがあります。
- 14番委員 農振計画に入ってるところは転用も時間がかかると、考え方が逆にならんのですかね。
- 事務局 それを計画に入れることによって融資が受けられたりするというのは、今でもあるんですよ。
- 14番委員 どんな名目のものがありますか。
- 事務局 中山間圃場整備、環境保全型もそうです。
- 7番委員 農業委員会で耕作放棄地をどうかしていこうと頑張ってますけど、この土地に関しては、立派な田でありますので、こういうところを埋め立ててパチンコ屋にするのもいかがかなと思いますが、100歩譲って、ここに他のものがきたとします。それはそれでいいと思うんですが、パチンコ屋というのがですね、●●●●●●があって、●●●●●●があって、これがきたらどこかがつぶれる可能性があるんですよ。そうなったときに川崎町にとってマイナスなんですよ。農業だけではなくて、川崎町全体で考えてもらわなくてはいけない問題で、それを言うときに●●●●さんがきてつぶれても責任は取れないですよ。ここの渋滞がありますよね。自分たちも建産委員会の中で県に県道の拡張を要望してますけど、この計画はもう●●●さんの方に話が行ってます。今●●●さんも交差点の拡張で土地を売ってくれるということになってたんですが、みなさんがここに●●●●さんを誘致するならその計画はなしと、そうすると道が広がらないんですよ。いろんな議論はありますが、それでも競っていけばいいという考え方もあるんですけど、交差点改良に土地を取られたら狭くなって競い合いに負けると、そういう話まで出

るんですよ。そういう全体的なことまで考えていただいて決を取っていただきたいです。川崎町にとってもマイナスになると思います。

14番委員 マイナスになるというのは、つぶれたら固定資産税がなくなるということや
か。

7番委員 雇用もなくなりますし。

14番委員 雇用は●●●●で補うとしてもね。

7番委員 他の施設やったらまだいいんじゃないですか。ここがパチンコ店というのが問題。

14番委員 僕は1等田を遊技場などにつぶしたくないという考えです。

15番委員 あの交差点の渋滞がなくならんかね。

5番委員 産廃のことで農業委員会でいろいろしていただいた経緯がありますが、ただ農業委員会の権限として行使できるのは、先ほどから聞いた中では川崎町としてどうなのかというところにつながる場所ですので、なかなか農業委員会というのは非常に限定された中で判断せざるを得ないというところがあると思います。7番委員さんが言われるところは、本来町が総合的に判断してすべきことなのかと、町としてしっかり判断してもらわないといけないところなのかと思います。農業委員会が判断したところでどうこうそこまでですね。

14番委員 農地がからんでるき農業委員会がからんでいいんじゃないと。

5番委員 それを反対する理由というのがですね、どうなのかというのが明確にならないとですね、非常にかえっておかしなことになるんじゃないかと思います。明確にすることが大事かなと思います。

議長 時間もだいぶ下がってますので、質疑を打ち切ります。

5番委員 判断できる材料がですね、農業委員として、例えば農地だからつぶすのはいかんのじゃないかということに判断基準があるかどうかということです。つぶしていいかどうかという判断基準がどこにあるかということです。

15番委員 仮にこれが通らんかったとすると田の所有者にどういう理由かと会長、事務局に聞いてくると思う。正当な理由がないと、その辺もあると思う。

事務局 事務局としてはですね、今までこういった例がなかったというのもあります。それとあくまで転用許可というのは県知事が出します。それで農業委員会で今から採決するかもしれませんが、その結果を県知事へ進達という形で川崎町の農業委員会としては、今までの例でいけば、許可相当ですという意見を出します。今回もし否決とかになった場合はですね、それは不許可相当ということで県に上げないといけません。ただ不許可相当という理由ですね、そこを明確に上げないと、県の段階では現地確認にも来ましたが、許可要件というのに従って、県は判断しますので、だいたい申請ができるということで、最初から許可できないところというのは、県が申請の段階でどうかというのがあるんですね。最初からいろんな書類を出しても許可できないとい

うところは、1種農地とか補助が入って土地改良をしたとことかですね、申請の段階からそういった運びになってるのが現状ですね。それはみなさんが採決することですので、川崎町農業委員会としては不許可相当と上げるのであれば、正式なこういう理由で川崎町は認めませんという理由付けで出さないといけません。

6番委員

結局ここで仮に反対しても県が許可するということですか。それやったら農業委員会として何か条件を付けるとかね、周りの田の人としっかり協議してもらおうとか入口はもう少しこちらととかですね。仮にここで否決しても県は見に来たということだから、だいたい許可を与えてるということやろ。

事務局

そういうことではなくてですね、県は県でこの基準に従って調査をしてですね、農地的にはいいのではないかというふうになればですね、でも川崎町は先ほどから出てるような意見で不許可相当と出しますよね。そうなった場合にもう1つ福岡県農業会議というのがあります。会長たちが集まって会議があります。そこに諮問といって意見を聞くというのがあります。今は県庁の人が行って、川崎町の転用がこのように出っていますが、意見はどうかと諮ります。その場で説明するときには不許可相当になればですね、県の方からと川崎町の方からと会長なりが行って、どういった理由で川崎町としては不許可相当だと説明しないといけないと思います。だから川崎町がいくら言っても県は許可するんですよということではないです。

加えてですね、県にしてもそうですけど、先ほどから言ってます許可の要件の中のどこが問題なのか、どこが問題で許可をしないのかというところが向こうから問われるところになろうかと思います。当然農地でありますから本来だったら例えば農振地域に入っていればですね、これは農振地域に入っています。だからはずすにしても時間はかかるし、資料などきちんと持って行ってはずさなければいけないと、これは農振としてきちんとしてるんですけど、そういうところで不許可というような感じのところでも可能かもしれませんが、今回はそういう農振にもかかっていないと、許可の要件の中に合致をした中で、要は向こうの申請者にしてもできるだけきやすいところというか、そういうところを選んで作るように、どこもそういうふうにして来ると言うんですよ。そういう意味で近隣にいろんな問題があるのであれば、説明会を開いていただくとかそういうところを再度要望してですね、そしてその上で進めていくとか、いうことになろうかと思いますが、何の理由でどういうところがだめでこれを認めないのかというのは問われると思います。

14番委員

川崎町のこれだけ貧乏な町に風俗営業が2軒も3軒もきて、金を使わせて、川崎町はそれでいいと思うですか。

6番委員

これは今日結論はでないですよ。継続で、地元はやはり不満があるやないですか。それを解消するにはさっき言ったように事故のないようにとか、前後に田があるわけだから、しっかりした話を煮詰めてするという話を持ってい

かないとまとまらないですよ。

5番委員

先ほど7番委員さんが言われたように●●●●●●さんが土地を提供するというのは、町としては優先すべきことじゃないかと思うんですけど、これができることでこれが問題になるというのも困るけど、そういったことは町がやるべきことなんでですね。

6番委員

私が実は今建産の委員長をしていますので、県に正月の挨拶に行ったんですよ。県にはまだそういった話はないんです。あそこには必ず交差点は作りますよという話なんですよ。●●●●●●に敷地を分けてもらう話があるのかと聞いたらあるらしいんですよ。●●●●●●の方からそういうことはいっさいありませんと、県としてはやっていくつもりですということだけど、これから本格的に許可が出ますよとなったときに●●●がどうするかですよ。例えばもう土地は提供しませんと、だから今言うように●●●●●●さんとしっかり話をしてですね、仲よくやってくれるのであれば、道路もできるんだから、土地をいっさい分けませんよという話はないということです。

議長

それでは結論はできませんので、今回は継続審査ということでしたいと思います。いいですか。

(はい)